

ハートフルウェーブ 規約

第1条 〈名称〉この会を「ハートフルウェーブ」とする。

第2条 〈事務所〉この会の事務所は、下記のところに置く。

〒870-0001 大分市生石港町2-5-10

第3条 〈目的〉この会は「学校に通う代わりに不登校生の居場所」をつくることで、子どもたちの世界を広げ、それぞれの子どものタイミングで、学校教育や社会に出ていくきっかけを作ることを目的としている。

第4条 〈会員〉この会員は次の通りとする。

1. フリースクールに在籍している生徒。
2. 家庭教師・個別指導に在籍している生徒
3. その両方に在籍している生徒

第5条 〈事業〉この会の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 不登校生の居場所フリースクールの事業
2. 不登校生の学習支援の個別指導事業
3. 引きこもりのオンラインによる対話事業
4. 不登校生を社会とつなげるための事業
5. その他、会の目的を達成するために必要な活動

第6条 〈利益・残余財産〉

この事業運営に関して出た利益はすべて事業の発展のために使用するものとする。

残余財産に関しても利益と同じ、事業発展のために使用するものとする。

団体解散時に残余財産を公共団体もしくは類似公益団体に寄付する。

〈附則〉

1. 会費 この会の年会費は次の通りとする。

- 1 フリースクールの会員 15000円（施設維持費10000円、活動費5000円）
- 2 家庭教師・個別指導の会員 学年授業日数に応じて変動する。（2000円～）

2. この規約は、平成24年10月1日から施行する。